北海樺太版

贈られた爭議費用を委員が横領遊興
旭川からの應援者が就業妨止で何れも檢擧さる

爭議團幹部小樽合同勞働組合執行委員石井伊三郎(三二)は二十九日午前三時頃旭川の同志から送られた爭議費用の一部を持ちだして手宮遊廓三河樓に登樓遊興中を小樽署に檢擧され横領罪で目下取調中又爭議應援のため來樽中の旭川の北村順次郎(二〇)札幌の清瀬佐部(二二)の兩名は同日三井物產の石炭積込みのカネト飯場で就業を妨止したため小樽署に檢束された

札鐵局の爭議對策

札幌鐵道局では小樽の勞働爭議が今後も擴大し萬一にも全道的となつた場合を考慮し目下この對策を研究中であるが何分にも船積としての鐵道貨物は大部分石炭であるため左程苦痛は感じて居ない模樣である

裏切者をだした
旭川勞働者相濟ぬと奮起

小樽全勞働者の總ストライキに對し旭川カネト採組から十五人の裏切り者が送られたことから旭川の勞働者は奮起し看板だけで勞働組合の實體がなく從つて團結力を有せぬ結果は今回の如く「兄弟の首を絞る」者をだすことになつてすまないと叩きおろし勞働、木材倉庫從業、その他工場勞働者の代表者會議を本道地方評議會出張所に開き小樽港灣運搬業の應援と共に勞働組合の組織について申合せた

爭議に同情の資金を遊興に費ふ
小樽合同勞働組合の執行委員 同志から非難さる

小樽合同勞働組合にては今回の爭議に對し各地の組合から爭議資金募集中のところ過日イの一番に函館の組合から激勵の手紙に添えて四十五圓送附して來たので小樽組合の執行委員石井三郎はこれを奇貨とし四十五圓中二十圓を懐中にし二十八日夜北廓三河樓に偽名して登樓中小樽署員に横領罪で檢擧さる目下加畑司法主任取調中にして費消金額は僅四圓八十錢だが函館組合が同志から零細な金をあつめてよこしただけに石井の行爲は各方面から非難されてゐる

總罷業と海產市場
不況は一層深刻模樣
移入出共例年より頗る減少

今回の總罷業に依り小樽海產市場は折柄新鯡粕の取引時期に當つてゐるので其の受ける影響も尠くないが元々本年度新粕の市勢は例年に比し頗る不振を呈してゐた際更に罷業の爲め不況は深刻化し該市場は泣き面に蜂の態である併し直接罷業による打撃程度は内地方面への移出筋即ち積屋と產地生產者よりの移入委託問屋とにより多少趣を異にしてゐる積屋側は罷業勃發當時の本月二十日前後を以て夏肥需要に向ける積出最盛季を終へ稍急ぎ品の手配は大體一段落を告げてゐたので罷業直接の打撃は輕少と稱してゐるが兎に角本月一杯は未だ取引季節であるに拘らず罷業以來内地よりの入港引合は殆ど杜絶狀態を呈してゐる一方移入筋は目下產地樺太及道内方面より小樽向けの積出時季に當り例年ならばそれ等の倉入最盛季に向つてゐる筈であるが本年は市價崩落の爲め生產者側は一般に積出を手控へる向多くさなきだに移入不振であつたに加へ罷業以來港内荷役殊に荷揚作業の不圓滑は產地側をして益々小樽向け積出を躊躇せし[illegible]するのであるが本年は現在迄の倉入數量は約七萬俵に過ぎず目下產地よりの積出は大部分函館市場若しくは内地へ直航されてゐるから小樽への移入數量は自然減少し本年の倉入數量は十二、三萬俵見當と思はれる更に目下の海產市場の殆ど無商狀態は罷業關係にのみ基因するものとは云へないが直接の影響による所相當甚大なるべきは否めない

去る六月十七日の暴風により十勝人舞地方の農作物は全般に渉り非常の被害があり殊に人舞村ニケレ別、下佐幌、美生地は甚だしく被害反別は八萬町歩で根が露出のため枯死又は吹き去られたるもの多く再播を要するものとされてゐる

小樽の爭議

小樽における總方面の勞働者の同盟罷業は、十九日午後から起きたので、今日で丁度十一日になるが、まだ一向に、解決しさうにもない。

○

もつとも仕事の方は、他地方からの勞働者の雇入れやら一部罷業者の復業やらで、殆ど常態に復して居り、從つてこれをそのまゝで押して行くと、或は雇主側の勝ちといふ事になるかも知れないが、しかし現在の不合理な雇方をそのまゝにして改めない限り、將來再びかくの如き問題の起つて來るのは必定であつて、雇主側にとつても、結局利益ではあり得ない筈である。

○

しからば、そのいはゆる現在の不合理な雇方とは何か。それはいふまでもなく、荷主に對する「規定賃金の割引」である。即ちこれをする爲めに「水揚高公表」も出來なくなり、從つて又勞働者に對する歩合も少くなるといふ道理であつて、すべての問題が、こゝから起きるといふことになるが、しかし雇主側に言はせれば、規定賃金の割引をしなければ得意がとれず。その得意である荷主は、又これを押しにかゝるといふ譯で、勞働者側の主張する如く、必ずしも雇主側ばかりが惡いとも言へない苦しい事情もあるやうである。

○

そこで問題の根本は、その荷主をして、賃金を、規定通りに支拂はしめるといふ事になるといふのも一應の理窟であらう。しかしこれらに言はせると、それも實は荷主が惡いのではなくして、雇主が惡いのだ。否雇主が惡いのではなくして、その雇主の數があまりに多過ぎるから惡いのだ。即ちかれ[illegible]

[illegible]

從つて、[illegible]この數を少くする事[illegible]機會に、小樽の[illegible]他の業者も亦それ〳〵合同を[illegible]なものであつて、これを前提としない限り、問題はいつまで經つても到底根本的な解決を望まれるものではないと[illegible]するものである。